足立区委託事業 介護職員研修のご案内



職員を守る！組織で取り組むカスタマーハラスメント対策

～「境界線」と「法的対応」～



改正労働法が10月1日より施行され、全ての事業所にカスタマーハラスメント対策が義務付けされました。本研修では最新の法整備の動向と事業所に求められる安全配慮の具体策を学びます。当日は「どこからがカスタマーハラスメント（カスハラ）に該当するのか」という定義について、法律の観点からわかりやすく解説していただきます。職員を孤立させず、組織全体で守るための具体的な対策を身につけましょう。皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

令和８年12月14日(月)午後２時～午後4時

会場 すこやかプラザあだち 3階 研修室E (足立区江北5-14-5)

定員 50名（無料・事前申込制）

対象 介護サービスに従事している職員

講師

秋法律事務所　弁護士　榎本　洋一 氏

動画視聴 当日参加ができない方へ配信型もご案内できます。
※演習時間は編集にて省略させていただく場合がございます。



配信期間 令和9年1月4日(月)～1月25日(月)の3週間

申込

以下のＵＲＬか二次元コードからお申し込みください。

[申込フォームURL]
https://forms.gle/cYECKg25KfeW9hi27

[申込〆切]　12月7日(月)

問い合わせ

足立区社会福祉協議会　基幹地域包括支援センター
介護職員研修　担当：藤田・小嶋
ＴＥＬ：０３－６８０７－２４６０